

「涉外戸籍の扉～通則・出生・認知編」
お詫びと訂正

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

以下の訂正は、「昭和39年6月19日民事甲2097号通達」に基づくものです。

126頁

「届書1 出生届」中「生まれた子の父と母」欄の母の国籍及び「届出人」欄の本籍欄に記載の国籍

(誤) 中华民国 (台湾)

(正) 中国

127頁

「届書2 認知届」中「子の母」欄の本籍欄に記載の国籍

(誤) 中华民国 (台湾)

(正) 中国

128頁

「戸籍記載例と変動図」中「戸籍記載例」の「子の新戸籍／その身分事項欄」中の出生事項の記載

(誤) 【出生日】令和6年6月15日

【出生地】滋賀県大津市

【母の国籍】中华民国

以下略

(正) 【出生日】令和6年6月15日

【出生地】滋賀県大津市

【母の国籍】中国

以下略

143頁

「届書」中「生まれた子の父と母」欄の母の国籍

(誤) 中華民國 (台湾)

(正) 中国

145頁

上から2行目

(誤) 台湾国籍

(正) 中国国籍

343～344頁

「主要10か国の出生法制表1」の「(10)」の

「国名」欄 (53頁、144頁に掲載している表も同じ)

(誤)

(10)台 湾	(省略)
---------	------

(正)

(10)中国 (台湾系)	(省略)
--------------	------

344頁

「主要10か国の出生法制表2」の「(10)」の

「国名」欄 (58頁に掲載している表も同じ)

(誤)

(10)台 湾	(省略)
---------	------

(正)

(10)中国 (台湾系)	(省略)
--------------	------

345頁

「主要10か国の出生法制表3」の「(10)」の「●父又は母の国籍」欄、及び「出生子が取得する国籍」欄（64頁に掲載している表も同じ）

(誤)

(10)台湾	(省略)	(省略)	台湾国籍
		(省略)	台湾国籍又は第三国の国籍

(正)

(10)中国(台湾系)	(省略)	(省略)	中国国籍
		(省略)	中国国籍又は第三国の国籍

346頁

「主要10か国の出生法制表4」の「(10)」の「●生まれた国」欄（65頁に掲載している表も同じ）

(誤)

(10)台湾	(省略)	(省略)
--------	------	------

(正)

(10)中国(台湾系)	(省略)	(省略)
-------------	------	------

346～347頁

「主要10か国の出生法制表5」の「(10)」の「●国籍」欄（73～74頁に掲載している表も同じ）

(誤)

(10)台湾	(省略)	(省略)
--------	------	------

(正)

(10)中国(台湾系)	(省略)	(省略)
-------------	------	------

348頁

「(参考) 主要10か国の【出生地】の戸籍記載」の「(10)」の
 「生まれた国」欄 (75～76 頁に掲載している表も同じ)

(誤)

(10) 台湾	(省略)	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)	
	(省略)	(省略)	

(正)

(10) 中国 (台湾系)	(省略)	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)	
	(省略)	(省略)	

355～356頁

「主要10か国の認知法制表1」の「(10)」の
 「国名」欄 (233～234 頁に掲載している表も同じ)

(誤)

(10) 台湾	(省略)
---------	------

(正)

(10) 中国 (台湾系)	(省略)
---------------	------

356頁

「主要10か国の認知法制表2」の「(10)」の
 「国名」欄 (235 頁に掲載している表も同じ)

(誤)

(10) 台湾	(省略)
---------	------

(正)

(10) 中国 (台湾系)	(省略)
---------------	------

以上